

# 介護 保険

## 介護保険とは

保険料を納付し、介護が必要になった場合に、介護サービスを受けることができる社会保険制度です。

### 加入する人

- ・第1号被保険者 = 65歳以上の人。
- ・第2号被保険者 = 40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

### 介護サービスを利用できる人

- ・第1号被保険者 = 介護や支援が必要になり、市の認定を受けた人。
- ・第2号被保険者 = 初老期の認知症など国が定める16種類の病気が原因で介護や支援が必要になり、市の認定を受けた人。

### 保険料

- ・第1号被保険者 = 所得などに応じて、7段階に分かれます。
- ・第2号被保険者 = 加入している医療保険のルールに従って保険料が設定されます。

### 保険料の納め方

- ・第1号被保険者 = 年額18万円以上の年金を受給しているか否かで、年金からの差し引きか納付書などによる納付のどちらかに決まります。
- ・第2号被保険者 = 健康保険組合、政府管掌健康保険加入者は、原則として給料から差し引きされます。なお、扶養されている第2号被保険者の分は、原則、各医療保険の被保険者と事業主などで負担します(毎月)。国民健康保険加入者は、世帯主が、世帯員の方も含めて、国民健康保険税と一緒に納めます(7月から翌年2月)。

### 給付制限

納期限を過ぎても介護保険料が未納

の場合、介護サービスを利用するときに、保険給付の制限を受ける場合があります。

問 高齢福祉課介護保険料グループ  
(632)2907

問 高齢福祉課介護サービスグループ  
(632)2905

### 介護サービスを受けるための手続き

#### 要介護・要支援認定申請

介護サービスを利用するためには、介護保険被保険者証(第2号被保険者は医療保険証)を添えて、高齢福祉課が各地域自治センター・地区市民センターおよび出張所に介護の必要度(要介護度)の認定を受けるための申請をします。認定の目安は、下の表の通りです。認定には、主治医の意見書が必要となりますので、事前に医師と相談してください(申請書に、医療機関の名称、主治医の氏名などを記入することになります)。また、居宅介護支援事業者や介護保険施設、または地域包括支援センターに申請の代行を依頼することもできます。認定の結果は、通常申請日から30日程度で通知されます。なお、転入前の住所地で認定を受けていた人は、宇都宮市に転入した日から14日以内に、前住所地で発行された介護保険受給資格証明書を添えて、市へ申請すると前住所地で受けた要介護・要支援の認定を引き継げる制度があります。

#### 要介護・要支援の状態像

要介護度	状態像
要支援1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点から著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態

問 高齢福祉課認定審査グループ

(632)2986・2987

居宅サービス計画等作成依頼(変更)届 自宅で、あるいは施設に通って受けるサービス(居宅サービス)の利用を希望する場合は、サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービスを利用することになります。この計画は、居宅介護支援事業者(小規模多機能を含む)や地域包括支援センターに作成を依頼するとともに事業者名を市へ届け出る必要があります。なお、施設に入所して受けるサービス(施設サービス)の利用を希望する場合は、直接施設に連絡し、入所の手続きを行うこととなります。

## 介護サービスの種類

居宅サービス(自宅あるいは施設に通って受けるサービス)

訪問介護(ホームヘルプサービス) / 介護予防訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の援助を行います。また、要介護1~5の人には、通院などのための乗降介護も行います。

訪問入浴介護 / 介護予防訪問入浴介護  
自宅に特殊浴槽を運び、入浴の介助を行います。

訪問看護 / 介護予防訪問看護  
医師の指示に基づき看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

訪問リハビリテーション / 介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示した機能訓練の計画をもとに、理学療法士または作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、機能訓練を行います。

居宅療養管理指導 / 介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

通所介護(デイサービス) / 介護予防通所介護

入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練を行います。

通所リハビリテーション(デイケア) / 介護予防通所リハビリテーション  
介護老人保健施設(老人保健施設)などで、自立した生活を送るための機能訓練を行います。

短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) / 介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話や機能訓練を行います。

特定施設入居者生活介護 / 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウスなど)に入居している人について、介護が必要になった場合に入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行います。

福祉用具の貸与 / 介護予防福祉用具の貸与

日常生活をする上で必要な車いすや特殊ベッドなどを貸与します。ただし、要支援、要介護1の認定を受けた人は、一部の福祉用具が対象外になります。

福祉用具購入費の支給 / 特定介護予防福祉用具購入費の支給

入浴や排せつに用いる福祉用具の購入費を支給します。なお、県または市が指定した業者以外で購入した場合には、保険給付の対象となりません。また、このサービスは、年間(4月～翌年3月)10万円を限度(1割自己負担)として利用できます。

住宅改修費の支給 / 介護予防住宅改修費の支給

日常生活をする上で必要な手すりの取り付けや段差解消、床の滑り止めなど、住宅を改修する費用を支給します。また、このサービスは原則として、住所地の住宅に対し、一生涯に20万円を限度(1割自己負担)として利用できます。

平成18年4月から、すべての住宅改修について、改修前に市に事前申請(確認)が必要になりました。

紙おむつ購入費の支給(市町村特別給付)

日常生活をする上で必要な紙おむつ購入費を支給します。また、このサービスは市独自のサービスで、1カ月当たり5,500円を限度(その内1割自己負担)として、購入額の9割を支給します。

介護保険施設や病院に入所・入院中の人や、要支援の認定を受けた人は、申請できません。

## 地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回または通報により自宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応および夜間において安心して生活できるよう援助を行います。

認知症対応型通所介護 / 介護予防認知症対応型通所介護

認知症で介護を必要とする人が、自宅で自立した日常生活ができるように、入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練を行います(日帰りで利用するサービス)。

小規模多機能型居宅介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護

自宅で自立した日常生活ができるように、「通い」を中心に、訪問や泊まりを組み合わせ、入浴、排せつ、食事の介助やその他日常生活上の世話および機能訓練を行います。

認知症対応型共同生活介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症で介護を必要とする人を対象に、共同生活を送りながら、入浴・排せつ・食事の介護やその他日常生活上の世話および機能訓練を行います(要支援1の認定を受けた人は利用できません)。

## 施設サービス

(施設に入所・入院して受けるサービス)

要支援の認定を受けた人は、利用できません。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な人が入所します。日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

介護老人保健施設(老人保健施設)

在宅復帰を目指しリハビリを必要とする人が入所します。看護、医学的管理下での介護や機能訓練を中心に、そのほか必要な医療や日常生活上の世話を行います。

介護療養型医療施設(療養型病床など)  
長期療養が必要な人が入院し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話や機能訓練、そのほか必要な医療を行います。

問 高齢福祉課介護サービスグループ  
(632)2905・2906

## 利用者負担など

### 利用者負担

原則として、サービスを利用した場合、介護保険対象経費の1割を負担します。なお、以下の軽減措置があります。

高額介護サービス費の支給

1カ月当たりの利用者負担額(世帯で2人以上利用者がいる場合は合算した額)が、所得に応じて一定の額を超えた場合、市に申請を行うことによりその超えた部分について「高額介護サービス費」が支給されます。初回の申請があれば2回目以降の申請は必要ありません。

高額医療合算介護サービス費の支給

1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に医療費と介護サービス費を合算した自己負担額が、所得に応じて一定の基準額を超えた場合、その超えた部分について高額医療合算介護サービス費を支給します。

利用者負担の減免など

社会福祉法人が運営する事業所などのサービス利用者(市民税非課税世帯で所得が基準以下の人)の利用料や、施設サービスの利用者(市民税非課税世帯などの人)の食費と居住費について軽減措置があります。

問 高齢福祉課介護サービスグループ  
(632)2905・2906・2977

## 介護の相談

### 介護保険に関する相談

介護サービスの利用方法、保険料、そのほか介護保険に関する相談などをお受けします。気軽にご相談ください(土日曜日、祝休日、年末年始を除く午前8時30分～午後7時)。

問 高齢福祉課(市役所2階D6番窓口)  
(632)8989、fax(632)3040

